

平成十四年二月八日受領  
答 弁 第 八 号

内閣衆質一五四第八号

平成十四年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋の実態に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出脱税容疑で逮捕された元札幌国税局長への顧問先企業斡旋の実態に関する質

問に対する答弁書

一について

御指摘の元札幌国税局長があっせんを受けた顧問先企業の数及び顧問料については、個人のプライバシーに係る事柄であるので答弁を差し控えたい。

なお、元札幌国税局長に対して顧問先企業のあることを行ったのは東京国税局である。

二について

税理士資格を有する職員に対する退職後の顧問先企業のあることは、職員の在職中の職務の適正な執行を確保する等の観点から、必要に応じ行っているものであり、民間の需要に対する的確な対応等の面でも有益であるので、今後とも必要であると考えている。

これまでも退職職員に対する顧問先企業のあることに当たっては、納税者等から批判や疑惑を招かないよう配慮しているところであるが、今後、更にこの点を徹底してまいりたい。